

令和5年12月

あきる野市マンション管理適正化推進計画

(令和5年12月～令和14年3月)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下「マンション管理適正化法」という。)第3条の2第1項の規定に基づき、あきる野市マンション管理適正化推進計画を以下のとおり定める。

1 マンションの管理の適正化に関する目標

マンションの老朽化と区分所有者の高齢化に伴い、管理不全な状態にあるマンションの増加が見込まれる。老朽化を抑制し良質なマンションストックを形成するため、区分所有者等へのマンション管理に関する意識の醸成を図り、管理組合が主体の適正なマンション管理を推進する。

2 マンションの管理状況を把握するために市が講ずる措置に関する事項

市内におけるマンションの管理状況を把握するため、計画期間内に管理組合等へのアンケート調査等を実施する。

3 マンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

マンション管理適正化法第5条の4に基づき、管理計画の認定事務を実施する。また、東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例(平成31年東京都条例第30号)に基づく管理状況届出制度を活用しつつ、把握したマンションの管理状況等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討する。

4 管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針に関する事項

本市におけるマンション管理適正化法第3条の2第2項第4号の規定に基づくマンション管理適正化指針は、東京におけるマンションの管理の適正化に関する指針(令和元年東京都告示第648号)を準用するものとする。

5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項

国や東京都の相談体制や各種施策等について、必要な情報、資料の提供その他の措置を講じる。

6 計画期間

令和5年12月から令和14年3月までとする。なお、社会情勢の変化や関連する法律等の改定など様々な要因を鑑み、必要に応じて見直しを行うこととする。